

◎新潟県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	新	(A)1.2～71.0メートル	18,356.1メートル
三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 同市塩野渚字御所国有林425林班る10小班まで		(B)9.4～283.5メートル	9,439.6メートル
三条市塩野渚字御所国有林422林班へ5小班から 魚沼市大白川字浅草山国有林214林班イ小班まで	旧	(A)1.2～71.0メートル	18,356.1メートル
三条市塩野渚字御所国有林422林班よ3小班から 同市塩野渚字御所国有林425林班る10小班まで		(B)11.0～283.5メートル	8,242.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。